

京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第16号

京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「兼務」を「兼職」に改める。

別記様式別記記載要領第1第8号及び第9号中「兼務」を「兼職」に改め、同要領第37号中「地方公務員法第28条の4（又は第28条の5）第1項の規定により」を削り、「給与月額……円」を「○級」に、「（地方公務員法第28条の5の規定による場合にあっては、……勤務（週○○時間勤務）」を「（又は役職名）（週○日○○時間勤務）」に改め、「地方公務員法第28条の4（又は第28条の5）第2項の規定により」を削り、「地方公務員法第28条の4（又は第28条の5）第1項（若しくは第2項）の規定による」を「再任用の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別記記載要領第1第37号（再任用の任期満了により当該退職する場合に係る部分に限る。）の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程により兼務を命じられている職員は、施行日以後、改正後の京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程により兼職を命じられた職員とみなす。

（上下水道局総務部職員課）